

東北ヘルニア研究会 会則

第一章 総 則

第1条（名称）東北ヘルニア研究会と称する。（以下「本会」という）本会は日本ヘルニア学会の東北支部会として位置づける。

第2条（目的）本会は、東北地区における腹部のヘルニアに関する研究や手術の発展、並びに会員相互の連絡と親睦を図ることを目的とする。

第3条（会員）会員は本会の目的に賛同する者で、所定の会費（当日の参加費）を納入した者とする。

第二章 活 動

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年1回の研究会を開催する。
2. 腹部ヘルニアに関わる研究を行うとともに、会員相互の情報交換を行う。
3. その他、目的達成に必要な事業を行う。

第三章 組 織

第5条（役員）本会には次の役員を置く。

代表世話人	1名
世話人	若干名
事務局	1名
会計	1名
会計監査	1名

第6条（運営）

1. 世話人は、世話人会を構成し世話人会の会務を執行する。
2. 代表世話人は世話人会の互選によって定められ、本会を代表するとともに、会務を統括する。
3. 世話人会は年1回以上開催するものとし、世話人の半数以上の賛成をもって議決し、世話人が不在の場合、委任状により議決を委任することが認められる。
4. 当番世話人は世話人会によって決定され、次回の研究会を担当する。
5. 会計監査は世話人会の議を経て代表世話人が委嘱する。会計監査は会計を監査する。
6. 「会計」「会計監査」「事務局」は世話人を兼任できる。
7. 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
8. 外部より特別講演の演者を招聘する場合は当番世話人に一任する。
9. 新たな世話人は世話人の推薦により世話人会で決定する。

第7条（事務局）本会の事務局は「岩手県立宮古病院外科」に置く。

第四章 会 計

第8条（参加費）参加費の額は世話人会において決定し、施行細則に記載する。

第9条（会計）本会の運営費は参加費、その他の収入をもってこれに充てる。

第10条（会計年度）本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第11条（会計報告）会計監査は年1回世話人会にて会計報告を行い、承認を得なければならない。

第五章 会 則 変 更

第12条 本会の会則変更は、世話人会にて協議、決定する。

付 則

第13条 この会則は平成20年5月10日より施行する。

第14条 第11回研究会（平成30年）より、アワードの創設を行い、その研究会の最も優秀な演題に対し、演題優秀賞として金3万円を贈呈する。演題優秀賞は、当番世話人が選定する。

施行細則

第15条（参加費）会員の参加費は、医師3000円、看護師、メディカルスタッフ、研修医1000円、学生は無料とする。